

令和4年度東京都立南多摩中等教育学校生徒募集要項

		一般枠募集
日 程	出願受付	令和4年1月12日（水）から令和4年1月18日（火）まで 簡易書留郵便（上記出願受付期間に八王子郵便局に必着（郵便局留））により受付
	検 査	令和4年2月3日（木） 午前8時30分集合
	発 表	令和4年2月9日（水） 午前9時 校内に掲示及び東京都教育委員会が設置するウェブサイトに掲載
	入学手続	令和4年2月9日（水） 午前9時から午後3時まで 令和4年2月10日（木） 午前9時から正午まで
応募資格		次の①欄の(1)から(4)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者
		① (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和4年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者 (2) 令和4年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成21年4月2日から平成22年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者 (3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和4年3月に修了する見込みの者 (4) 令和4年3月31日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成21年4月2日から平成22年4月1日までの間に出生した者
		② (1) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でない場合は後見人をいう。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、保護者と同居していない場合は、具申書（様式12）の提出が必要。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要 ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等（以下「おじ等」という。）と同居している者 イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者 ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

<p>応募資格</p>	<p>エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者</p> <p>オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者</p> <p>なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風第19号又は令和2年7月豪雨において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長は具申書（様式12）を本校校長に提出すること。</p> <p>(2) 応募資格の審査を受け、承認を得た者</p> <p>※ 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者のうち、保護者が父母である場合で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できない場合は、保護者要件に関する応募資格審査関係書類（①理由書（様式応6）、②理由を証明する書類）を提出すること。</p>								
<p>出願書類</p>	<p>(1) 入学願書（本校で配布したものを使用すること。）</p> <p>(2) 報告書（本校で配布したもの又は本校ホームページからダウンロードしたデータを使用すること。）</p> <p>(3) 応募資格審査関係書類（応募資格審査が必要な場合）</p> <p>(4) 入学考査料 2, 200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）</p>								
<p>検査時間割</p>	<table border="1" data-bbox="368 1442 1096 1630"> <thead> <tr> <th colspan="2">開始時刻～終了時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集合</td> <td>午前 8時30分</td> </tr> <tr> <td>適性検査Ⅰ</td> <td>午前 9時00分～午前 9時45分</td> </tr> <tr> <td>適性検査Ⅱ</td> <td>午前10時25分～午前11時10分</td> </tr> </tbody> </table>	開始時刻～終了時刻		集合	午前 8時30分	適性検査Ⅰ	午前 9時00分～午前 9時45分	適性検査Ⅱ	午前10時25分～午前11時10分
開始時刻～終了時刻									
集合	午前 8時30分								
適性検査Ⅰ	午前 9時00分～午前 9時45分								
適性検査Ⅱ	午前10時25分～午前11時10分								
<p>検査等の方法</p>	<p>適性検査Ⅰ <input type="checkbox"/> 独自問題</p> <p>与えられた文章等を的確に分析・考察するとともに、課題に対する考えや意見を明確かつ論理的に表現する力をみる。</p> <p>適性検査Ⅱ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 共同作成問題</p> <p>資料から情報を読み取り、課題に対して思考・判断する力、論理的に考察・処理する力、的確に表現する力などをみる。</p>								

(別表)

東京都立南多摩中等教育学校の入学者決定に際しては、在籍している小学校にて作成された報告書の「各教科の学習の記録」の評定欄に記載された、3、2、1の評定を下記の表に基づいて点数化する。

学年	5年			6年		
	3	2	1	3	2	1
教科の評定	3	2	1	3	2	1
国語	20	10	4	20	10	4
社会	20	10	4	20	10	4
算数	20	10	4	20	10	4
理科	20	10	4	20	10	4
音楽	20	10	4	20	10	4
図工	20	10	4	20	10	4
家庭	20	10	4	20	10	4
体育	20	10	4	20	10	4
外国語	20	10	4	20	10	4
学年ごとの満点	180			180		
報告書の満点	360					

第5学年の各教科の点数を加点したものと、第6学年の各教科の点数を加点したものの合計を報告書点とする。